

## 平成29年度 上越市地方創生推進事業補助金の二次募集について

市では、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会に参加する団体・企業の皆さまが取り組む「地方創生に資する事業」を支援するため、補助制度を実施しています。多くの団体・企業の皆さまから当制度をご活用いただき、取組をレベルアップすることで、当市の地方創生を一層推進できるよう、事業の検討をお願いします。

### 1 補助制度の概要

交付対象団体（補助金の交付を申請できる団体）  
上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体

#### 補助対象の事業

上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下総合戦略）に定める「具体的施策」（A-1-1～D-2-1の24施策のいずれか）の推進を図ることを目的とした次に掲げるいずれかの事業

- (1) 総合戦略「個別事業プランリスト」に掲載した申請団体の取組のうち、既存の取組を拡充・レベルアップする事業又は未実施の事業
- (2) 新たに取組む事業

#### 補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な経費

- 1 次年度に行う事業のための調査及び事業計画策定の経費を含む
- 2 ただし、以下の経費を除く

補助金の交付申請、実績報告及び補助金請求に要する経費

事業者等の飲食及び遊興に係る経費

不動産の取得に係る経費

建物の建設、改修等のハード事業に係る経費（ソフト事業と組み合わせて行うものを除く）

事業に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費

市、国又は他の地方公共団体からの補助金の交付対象となる経費 等

#### 補助対象期間

交付決定日（8月下旬予定）から平成30年3月15日までに実施する事業

#### 補助金の額等

事業に伴う収入を控除した補助対象経費の1/2

ただし、1事業当り上限100万円（千円未満の端数切捨）

事業完了前の支払（概算払）が可能で、その場合は完了後に清算を行う。

#### 交付回数の制限

1事業者につき2回まで

ただし、高田区において一定の要件（ ）を満たす場合はさらに2回まで可能

地域再生計画「城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」～コンパクトシティによるまちづくり～」の目標達成に資する事業で、もてなし環境や体験コンテンツの整備に関する事業 等

### 2 補助金の募集について

#### 募集期間

平成29年8月10日（木）まで

#### 審査について

対象事業は、市の予算の範囲内で決定します。

事業の選定・決定は、次の特徴・仕組みを多く有する事業を優先しますので、事業を検討する際の参考としてください。

特徴・仕組み	内容
新規性	・地域でこれまでにない事業 ・克服すべき課題等に対し、果敢に挑戦する事業
地域性	・地域の資源や人材を活用した事業 ・地域の実情や将来性を踏まえた事業
発展性	・将来的に補助金に頼らずに、事業として自走することができる事業
実効性	・高い効果が見込まれる事業 ・一つの施策だけでなく、複数の施策の実現に効果を発揮する事業 (例)「A-1-4 上越の農業の競争力強化と担い手確保」と「D-1-1UIJ ターンの促進」につながる事業
団体間の連携	・他団体(協議会に参加していない団体を含みます。)と連携・協力して行う事業

#### 提出書類

交付申請書 事業計画書 団体の定款等 支出に関する見積書 参考資料

#### 提出方法

郵送又は持参にて、書類を提出してください。

#### その他

事業の実施状況及び結果について、事例発表をお願いする場合があります。

#### 問合せ・提出先：

上越市 企画政策部 企画政策課 担当：大野、西山、藤村

〒943-8601 上越市木田1-1-3

：526-5111 FAX：526-8363 メール：kikaku@city.joetsu.lg.jp